

第4節 金融危機への対応

りそな銀行に対する資本増強の必要性の認定について

りそな銀行については、平成15年3月期決算における同行の自己資本比率が健全行の国内基準である4%を下回る2%程度となるとの報告を受け、このような事態を放置すれば、我が国又は同行が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められたことから、平成15年5月17日、金融危機対応会議の議を経て、りそな銀行に対して、預金保険法第102条第1項に基づく資本増強の必要性の認定を行うとともに、同行が資本増強の申込みを行うことができる期限を平成15年5月30日と定めた。

(資料10-4-1~5参照)

(参考) 金融危機対応会議

金融危機対応会議は、内閣総理大臣の諮問に応じて開催され、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他重要事項について審議を行うこととされている(内閣府設置法第42条第1項)。預金保険法第102条第1項においては、内閣総理大臣が金融機関に対する資本増強等の必要性の認定を行う場合には、金融危機対応会議の議を経て、当該認定を行うこととされている。

会議のメンバー

議	長	内閣総理大臣
議	員	内閣官房長官
		金融担当大臣
		財務大臣
		日本銀行総裁
		金融庁長官

経営監視チームの設置について

金融再生プログラム(平成14年10月30日)に則り、日銀特融や資本増強を行う「特別支援」の対象となった金融機関については、特に新しい経営体制が発足するまでの過程において、法令等遵守の維持に万全を期す観点から、検査・監督部局の職員から構成される「経営監視チーム」を設置することとしている。この方針に基づき、りそな銀行については、平成15年5月17日に「経営監視チーム」を設置し、同行の経営を継続的に監視する体制を整えた。

この「経営監視チーム」は、上記のような趣旨に則り、法令等遵守の確

保や事業計画に密接に関連する事項についてヒアリングや報告徴求を随時行うことなどにより、りそな銀行の経営を継続して監視し、ヒアリング等を踏まえて必要があれば、直ちに検査官が臨場してチェックを行うものである（資料 10 - 4 - 6 「特別支援金融機関」に対する経営監視について」（平成 15 年 4 月 4 日）資料 10 - 4 - 7 「りそな銀行に対する「経営監視チーム」の設置について」（平成 15 年 5 月 17 日）参照）。

りそな銀行に対する資本増強の決定等（資料 10 - 4 - 8 ~ 9）

1 資本増強の申込・決定

平成 15 年 5 月 30 日、株式会社りそな銀行から、預金保険法第 105 条第 1 項に定める同法第 102 条第 1 項の第 1 号措置（資本増強）の申込み及び同法第 105 条第 2 項の規定に基づく経営の健全化のための計画（経営健全化計画）の提出がなされた。

当該申込みの内容及び経営健全化計画を審査した結果、預金保険法第 105 条第 3 項各号に掲げる要件に該当することから、同年 6 月 10 日、りそな銀行に対し資本増強を行うことを決定した。また、同法第 106 条第 1 項に基づき、繰越欠損の補填に充てるための資本の減少を資本増強の条件とした。

2 資本増強の規模、商品性

資本増強の規模については、平成 15 年 5 月 17 日の金融危機対応会議の答申において「預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10%を十分上回る自己資本比率の確保が必要」との意見が申し添えられたことを踏まえ、りそな銀行からの申込みのとおり 1 兆 9,600 億円とした。この資本増強により、りそな銀行の連結自己資本比率は 12.2%程度になると見込まれる。

預金保険機構が引き受けるりそな銀行の株式は、株式交換により、株式会社りそなホールディングスの株式に交換することを予定しているが、その内容（株式交換後）は、普通株式（57.0 億株、2,964 億円）及び議決権付優先株式（83.2 億株、16,636 億円）を組み合わせることとしている。これにより、国の議決権割合は 70%を超える見込みとなっている。

3 経営健全化計画

資本増強の決定とあわせて、経営健全化計画が公表された。その履行状況については、預金保険法第 108 条に基づき報告を求め、これを公表する。

4 資本の減少

りそな銀行は、15年3月期決算において多額の繰越欠損が生じていることから、預金保険法第106条第1項に基づき資本の減少を資本増強の条件とした。